令和5年9月22日 規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。) 及び伊万里市景観条例(令和5年条例第17号。以下「条例」という。)の施行 に関し必要な事項を定めるものとする。

(工作物)

- 第2条 条例第2条第1項第3号の規則に定めるものは、次に掲げるものとする。
 - (1) 門、塀、垣、柵、擁壁その他これらに類するもの
 - (2) 煙突
 - (3) 電柱、照明灯、空中線その他これらに類するもの
 - (4) 自動販売機
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定するもの (地区内住民の理解)
- 第3条 条例第4条の規則で定める行為は、別表第1の左欄に掲げる地区の区分に 応じ、同表の中欄に定める行為とする。
- 2 条例第4条の規則で定める地区内住民は、別表第1の左欄に掲げる地区の区分 及び中欄に定める行為の区分に応じ、同表の右欄に定める者とする。
- 3 条例第4条の規定による地区内住民の理解を得ようとする者は、法第16条第 1項又は第2項の規定による届出を行う日の30日前までに、地区内住民協議相 談書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。
- 4 前項の相談書には、第5条第2項各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に 定める図書を添付しなければならない。
- 5 条例第4条の規定により説明会を開催し、地区内住民と協議を行ったときは、 地区内住民協議報告書(様式第2号)及び当該説明会で使用した図書を市長に提 出しなければならない。

6 市長は、前項に規定する報告書の提出を受け、当該報告書の内容を確認したと きは、その旨を地区内住民協議確認書(様式第3号)により当該報告書を提出し た者に通知するものとする。

(事前協議の方法)

- 第4条 条例第5条の規定による協議は、景観計画区域内行為事前協議書(様式第4号)を提出して行うものとする。
- 2 前項の協議書には、第5条第2項各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に 定める図書を添付しなければならない。ただし、市長は、当該図書の添付の必要 がないと認めるときは、その全部又は一部を省略させることができる。

(行為の届出又は通知)

- 第5条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出は、景観計画区域内行為(変更)届出書(様式第5号)を提出して行うものとする。
- 2 前項の届出書には、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める図 書を添付しなければならない。
 - (1) 法第16条第1項第1号から第3号までに掲げる行為 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号。)第1条第2項各号に掲げる図書
 - (2) 条例第3条第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる行為 次に掲げる図書
 - ア 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を 表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの
 - イ 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
 - ウ 設計図又は施工方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの
 - エ その他参考となるべき事項を記載した図書
 - (3) 条例第3条第1項第4号に掲げる行為 次に掲げる図書
 - ア 景観法施行規則第1条第2項第1号イからハまでに掲げる図書
 - イ 建築物又は工作物の外観照明を設置する面の立面図(照射位置、照射方法 及び照明の種類を表示したもの)で縮尺50分の1以上のもの

- ウ その他参考となるべき事項を記載した図書
- 3 法第16条第5項の規定による通知は、景観計画区域内行為(変更)通知書(様 式第6号)により行うものとする。
- 4 前項の通知は、第2項の規定を準用する。

(適合通知)

- 第6条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画に定める行為の制限に適合していると認めるときは、その旨を適合通知書(様式第7号)により、当該届出をした者に対し通知するものとする。
- 2 前項の通知を受けた者は、法第18条第2項の規定により、前項の通知を受け た日から当該届出に係る行為に着手することができる。

(届出及び勧告等の適用除外)

第7条 条例第6条の規則で定める行為は、別表第2の左欄に掲げる地区の区分に 応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる行為とする。

(完了届)

第8条 条例第8条の規定による届出は、完了届(様式第8号)に完了後の状況を示す写真(2方向以上から撮影したものであって、色彩を識別することができるものに限る。)を添えて行うものとする。

(勧告)

第9条 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書(様式第9号)により行う ものとする。

(命令)

第10条 法第17条第1項又は第5項の規定による命令は、命令書(様式第10号)により行うものとする。

(公表の手続)

第11条 条例第10条の規定による公表は、市の広報又はホームページに掲載する方法その他の方法により行うものとする。

2 条例第10条第2項の規定による意見の聴取は、意見を記載した書面の提出に より行うものとする。

(景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の提案)

第12条 法第20条第1項若しくは第2項の規定による景観重要建造物の指定の 提案又は法第29条第1項若しくは第2項の規定による景観重要樹木の指定の提 案は、景観重要建造物(樹木)指定提案書(様式第11号)により行うものとす る。

(景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の通知等)

- 第13条 法第21条第1項又は法第30条第1項の規定による通知は、景観重要 建造物(樹木)指定通知書(様式第12号)により行うものとする。
- 2 法第21条第2項又は法第30条第2項の標識は、次に掲げる事項を表示した ものとし、公衆の見やすい場所に設置しなければならない。
 - (1) 指定番号及び指定の年月日
 - (2) 景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種

(景観重要建造物又は景観重要樹木の現状変更の許可)

- 第14条 法第22条第1項又は法第31条第1項の許可の申請は、景観重要建造物(樹木)現状変更許可申請書(様式第13号)により行うものとする。
- 2 市長は、前項の申請に係る許可をしたときは、景観重要建造物(樹木)現状変 更許可書(様式第14号)によりその旨を申請者に通知するものとする。

(景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の解除の通知)

第15条 法第27条第3項において準用する法第21条第1項又は法第35条第 3項において準用する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物(樹木)指定解除通知書(様式第15号)により行うものとする。

(景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者の変更の届出)

第16条 法第43条の規定による届出は、景観重要建造物(樹木)所有者変更届 出書(様式第16号)により行うものとする。

(審議会の会長及び副会長)

- 第17条 条例第13条に規定する伊万里市景観審議会(以下「審議会」という。) に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、 その職務を代理する。

(審議会の会議)

- 第18条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が互選 される前に招集する会議は、市長が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、審議会の議事に関係のある者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(審議会の庶務)

第19条 審議会の庶務は、建設農林水産部において処理する。

(委任)

第20条 前3条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が 審議会に諮って定める。

附則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第3条及び第4条の規定は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

地区	行為	理解を必要とする者
里地区	1 高さが10メートル以上又は敷地面	地区の役員及び市長
	積が1,000平方メートル以上の建築	が必要と認める者
	物の建築等	

	 2 高さが10メートル以上又は敷地面 積が1,000平方メートル以上の工作 物の建設等 3 開発区域の面積が500平方メート ル以上の開発行為等 4 矢竹生垣通りの矢竹の伐採 	
大川内山地		伊万里鍋島焼協同組
区		合の役員及び市長が 必要と認める者

※ ただし、里地区は景観まちすじ I II の区域に限るものとし、景観まちすじ I II 及び矢竹生垣通りの区域は景観計画に定める。また、「個人の専用住宅」・「非住居部分の床面積が 5 0 平方メートル以下の個人の兼用住宅」の建築、外観の変更で過半未満のもの、高さが 2 0 メートル未満の電柱・電線等の設置を除く。

別表第2(第7条関係)

地区	行為	
里地区	1 田園・臨海ゾーンにおける高さが10メートル未満かつ	
	建築面積が150平方メートル未満の建築物の建築等	
	2 開発区域の面積が500平方メートル未満の開発行為	
	3 土地の開墾及び形質の変更	
	4 矢竹生垣通りの矢竹の伐採を除く木竹の植栽又は伐採	
	5 屋外における物件の堆積	
	6 特定照明(夜間において公衆の観覧に供するため、一定	
	の期間継続して建築物又は工作物の外観について行う照	
	明をいう。)の新設、増設、改設若しくは移設又は色彩な	
	どの照明方法の変更	

	7 屋外における自動販売機の設置又は外観の変更
大川内山地区	1 面積が100平方メートル未満の木竹の植栽又は伐採
	2 堆積を行う土地面積の合計が堆積規模100平方メー
	トル未満かつ堆積の高さが2メートル未満の屋外におけ
	る物件の堆積
	3 屋外における物件の堆積のうち焼き物の製造に係るも
	\mathcal{O}

[※] 里地区の田園・臨海ゾーンの区域は景観計画に定める。

(表)

地区内住民協議相談書

年 月 日

伊万里市長 様

住所名話

(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名)

伊万里市景観条例第4条及び同条例施行規則第3条第3項の規定により、関係図書 を添えて次のとおり相談します。

	<u> </u>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
設計者の住所・氏名		〒 −					
		電話					
施工者の住所・氏名		〒 −					
<i>//</i> E	石 少压/川 、八石	電話					
	行為の場所	地名地番 伊万里市					
	11 荷罗芴川	地区名 地区					
	行為の期間	着手予定日 年 月 日 完了予定日 年 月	日				
	建築物	□新築 □増築 □改築 □移転 □外観を変更する修繕					
行		□外観を変更する模様替 □色彩の変更					
為の		□新設 □増築 □改築 □移転 □外観を変更する修繕					
種	工作物	□外観を変更する模様替 □色彩の変更					
類		□煙突の改修 □煙突の修繕					
	その他	□開発行為 □矢竹の伐採					
	用 途						
	構造	造一部					
7 .11	階数・高さ	地上 階 地下 階 高さ	m				
建築	敷地面積	届出部分 m² 既存部分 m² 合計	m²				
物の	建築面積	届出部分 m ^d 既存部分 m ^d 合計	m²				
概	延べ面積	届出部分 m² 既存部分 m² 合計	m²				
要	外観の変更	届出部分 m² 既存部分 m² 合計	m²				
	屋根	仕上げ方法 色彩 (マンセル値)					
	外 壁	仕上げ方法 色彩(マンセル値)					
	種 類						
工	構造	造 一部	造				
作	敷地面積	届出部分 m² 既存部分 m² 合計	m^2				
物の	築 造 面 積	届出部分 m ² 既存部分 m ² 合計	m²				
概	外観の変更	届出部分 m² 既存部分 m² 合計	m²				
要	高 さ	m					
	外 観	仕上げ方法 色彩 (マンセル値)					

開	行為の種類		□都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	
			□その他政令で定める行為()
開発行為	目	的		
	開発回	面 積	m²	
左	矢竹の	高さ	m	
竹	行為司	面積	m²	
矢竹の伐採	理	由		

(注) 1 該当する□にはレ印を記入してください。

地区内住民協議報告書

年 月 日

伊万里市長 様

住所名話

(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名)

伊万里市景観条例第4条及び同条例施行規則第3条第5項の規定により、地区内住 民を対象とした説明会を開催し協議を行いましたので、関係図書を添えて次のとおり 報告します。

行為の担託		ic .	地名地番 伊万里市		
	行為の場所 		וי	地区名 地区	
行為の期間		引	着手予定日 年 月 日 完了予定日 年 月 日	Π.	
建築物	□新築 □増築 □改築 □移転 □外観を変更する修繕				
	笨	架 彻	□外観を変更する模様替 □色彩の変更		
行為の				□新設 □増築 □改築 □移転 □外観を変更する修繕	
種類	工	作	物	□外観を変更する模様替 □色彩の変更	
類			□煙突の改修 □煙突の修繕		
	そ	の	他	□開発行為 □矢竹の伐採	

- (注) 1 該当する□にはレ印を記入してください。
 - 2 この報告書には、説明会で使用した図書を添付してください。

説明会の開催状況

説明会の開催日時	年 月 日 : ~ : 年 月 日 : ~ :
開催場所	
参加人数	人
主に説明を行った者の氏名	
説明に対する地区住民の意見	地区住民の意見に対する見解又は措置

(注) 主に説明を行った者が法人又はその代理人若しくは使用人の場合には、 その所属も記入してください。

説明会での説明内容

説明の項目			説明の内容
大項目	小項目	確認	
	用途		
	構造		
	階数・高さ		
	敷地面積		
建築物の概要	建築面積		
建業物の似安	延べ面積		
	外観の変更		
	屋根(仕上げ方法・色彩)		
	外壁(仕上げ方法・色彩)		
	その他		
	種類		
	構造		
	敷地面積		
工作物の概要	構造面積		
工作物以饭安	外観の変更		
	高さ		
	外観(仕上げ方法・色彩)		
	その他		
	目的		
開発行為	開発面積		
	その他		
	矢竹の高さ		
矢竹の伐採	行為面積		
大竹の水抹	理由		
	その他		
スケジュール	予定工期等		
周辺の景観との調和に	推奨基準への取り組み		
ついて配慮した事項	その他		
その他	(任意に記載)		

(注) 確認欄には、説明の項目の内容を説明したことを確認し、□にレ印を記入 してください。

地区内住民協議確認書

 第
 号

 年
 月

 日

様

伊万里市長

年 月 日付けで報告のあった地区内住民との協議については、次のとおり確認しましたので、伊万里市景観条例施行規則第3条第6項の規定により通知します。

行為の場所	伊万里市
行為の種類	着手予定日 年 月 日 完了予定日 年 月 日
説明会の開催日時	
確認区分	□ 報告内容が伊万里市景観計画の景観形成基準に適合していることを確認しました。□ 周辺地域の景観との調和について、地区内住民の理解が得られたことを確認しました。
その他事項	

(表)

景観計画区域内行為事前協議書

年 月 日

伊万里市長 様

住所名話

(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名)

伊万里市景観条例第5条の規定により、関係図書を添えて次のとおり協議します。

月日修繕
修繕

15 /音
伐採
造
m
· m²
· m²
· m²
· m²
造
· m²
· m²
m²

		(4)
開発行為	行為の種類	□都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 □その他政令で定める行為()
	目 的	
	開発面積	m²
土地の形	行為の種類	□土地の開墾 □その他()
	目 的	
質の	敷地面積	m²
の形質の変更	法面又は擁壁 の高さ・長さ	高さ m 長さ m
	行為の種類	□植栽 □伐採
木竹	樹種	
\mathcal{O}	数量	本
植栽	 樹 高	m
又は	面積	m²
又は伐採	理由	
	体積	m³
物	行為面積	m²
件の	高 さ	m
堆積	理由	
4-1-	行為の種類	□新設 □増設 □改設 □移設 □色彩などの照明方法の変更
特定照明	照明の対象及 びその高さ	照明の対象 高さ m
	照明方法	
	行為の種類	 □設置 □外観の変更
自動	形状	
販売機	寸 法	
	外 観	色彩(マンセル値)

(注) 1 該当する□にはレ印を記入してください。

(表)

景観計画区域内行為(変更)届出書

年 月 日

伊万里市長 様

届出者住所氏名電話

(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名)

景観法第16条第1項(第2項)の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

設計者の住所・氏名		〒 −		æ	⇒ r				
		_		電					
施工	「者の住所・氏名	〒		_					
				電	話				
	行為の場所	伊万里市			1				
	行為の期間	着手予定日	年 月	日	完了予定日	1	年 月	日	
	建築物	□新築 □増築	□改築	□移輔	云 □外観さ	上変り	更する修繕		
		□外観を変更す	る模様替	口色彩	どの変更				
行		□新設 □増築	□改築	□移輔	云 □外観さ	と変り	更する修繕 しゅうしゅう		
為の	工作物	□外観を変更す	る模様替	□色彩	8の変更				
種		□煙突の改修	□煙突の	修繕					
類		□開発行為□	土地の形	質の変見	■ □木竹の	つ植栽	裁又は伐採		
	その他	□屋外における物件の堆積 □特定照明							
		□屋外における	自動販売	機の設置	置又は外観の	つ変り	Ę		
	用 途								
	構造	造 一部						造	
7=1-	階数・高さ	地上	階	地下		階	高さ	m	
建築物	敷地面積	届出部分	m²	既存部	 分	m²	合計	m²	
物の	建築面積	届出部分	m²	既存部	 分	m²	合計	m²	
概	延べ面積	届出部分	m²	既存部	 分	m²	合計	m²	
要	外観の変更	届出部分	m²	既存部	 分	m²	合計	m²	
	屋 根	仕上げ方法 色彩 (マンセル値)							
		仕上げ方法 色彩 (マンセル値)							
	種類								
	構造			 造	一部			造	
作	敷地面積	届出部分	m²	既存部	 分	m²	合計	m²	
物	築 造 面 積	届出部分	m²			m²	合計	m²	
の概	外観の変更	届出部分	m²	既存部		m²	合計	m²	
要	高さ				m		<u> </u>		
	外観	仕上げ方法		h < 1 /	 マンセル値	`			

	A H O TENT		□都市計画法第4条第12項に規定する開発行為							
開	行為の種類	ĺ	□その他	也政令で気	 とめる行為	為 ()		
発行為	目 的	J								
	開発面積						m²			
	行為の種類	į	□土地の)開墾 [こその他	()			
土地の形	目的	J								
質の	敷地面積	į					m²			
形質の変更	法面又は擁 の高さ・長さ		高さ			m	長さ	m		
	行為の種類	į	□植栽	□伐採						
木		į								
竹の	数量	2					本			
植栽	樹高	ĵ					m			
又は	面積	į					m²			
植栽又は伐採	理由	I								
	体 積						m³			
物	行為面積	į					m²			
件の	高さ		m							
堆積	理由	l								
ri.da	行為の種類	į	□新設	□増設	□改設	□移設	と □色彩などの肝	照明方法の変更		
特定照明	照明の対象別	及	即用のさ	·····································			高さ			
照明	びその高さ		照明の対] 豕			向ぐ	m		
91	照明方法	:								
自	行為の種類	į	□設置	□外観の	の変更					
自動販売機	形									
売	寸 法	:								
機	外 観	L	色彩(マ	アンセル作	直)					

- (注) 1 この届出書は、2部提出してください。
 - 2 該当する□にはレ印を記入してください。

(表)

景観計画区域内行為(変更)通知書

年 月 日

伊万里市長 様

通知者 所在地団体名代表者電 話

景観法第16条第5項の規定により、関係図書を添えて次のとおり通知します。

設計者の住所・氏名		〒 −							
HXIII	- H V L / / P V L	電話							
梅丁	者の住所・氏名	〒 −							
ле <u> —</u>		電話							
	行為の場所	伊万里市							
	行為の期間	着手予定日 年 月 日 完了予定日 年	月 日						
	建築物	□新築 □増築 □改築 □移転 □外観を変更する値	修繕						
		□外観を変更する模様替 □色彩の変更							
行		□新設 □増築 □改築 □移転 □外観を変更する値	·······						
為の	工作物	□外観を変更する模様替 □色彩の変更							
種		□煙突の改修 □煙突の修繕							
類		□開発行為 □土地の形質の変更 □木竹の植栽又は位							
	その他	□屋外における物件の堆積 □特定照明							
		□屋外における自動販売機の設置又は外観の変更							
	用 途								
	構造	造 一部	造						
7-1-	階数・高さ	地上 階 地下 階 高さ	m						
建築物	敷地面積	届出部分 m² 既存部分 m² 合計	m²						
物 の	建築面積	届出部分 m² 既存部分 m² 合計	m²						
概要	延べ面積	届出部分 m² 既存部分 m² 合計	m²						
女	外観の変更	届出部分 m² 既存部分 m² 合計	m²						
	屋根	仕上げ方法 色彩(マンセル値)							
	外壁	仕上げ方法 色彩(マンセル値)							
	種類								
	構造	造 一部	造						
工作物	敷地面積	届出部分 m² 既存部分 m² 合計	m²						
物の	築 造 面 積	届出部分 m² 既存部分 m² 合計	m²						
概	外観の変更	届出部分 m² 既存部分 m² 合計	m²						
要	高 さ	m							
	外 観	仕上げ方法 色彩(マンセル値)							

	行為の種類	□都市計	十画法第4	4 条第 1 2	2項に規	見定する開発行為	,			
開	11 為の性質	浿	□その他	也政令で気	 どめる行為	与 ()		
開発行為	目 自	的								
	開発面積	漬					m²		***************************************	
	行為の種類	須	□土地の)開墾 [こその他	()		
土地の形	目 自	的								
の形質の変更	敷地面積	漬					m²			
変更	法面又は擁	壁	<u>ــــ</u> ر							
) 史	の高さ・長	さ	高さ			m	長さ	m		
	行為の種類	須	□植栽	□伐採			2	-		
木	樹	重								
() () ()	数量	量	本							
植 栽	樹	高					m			
又は	面	漬					m²			
木竹の植栽又は伐採	理 ほ	由								
	体	漬					m³			
物	行為面和	漬					m²			
件の	高	さ					m			
堆積	理 ほ	由								
#±.	行為の種類	領	□新設	□増設	□改設	□移討	设 □色彩などの	照明方法の変更	₹	
特定照明	照明の対象	及	照明の対	! 免			高さ	m		
照 明	びその高る	さ		"] 豕			lul C			
	照明方法	去								
自	行為の種類	領	□設置	□外観の	の変更					
自動販売機	形	犬								
売機	寸	去								
煖	外	鼰	色彩(マ	アンセル信	直)					

- (注) 1 この届出書は、2部提出してください。
 - 2 該当する□にはレ印を記入してください。

適合通知書

第号年月日

様

伊万里市長

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認めたので通知します。なお、この通知をもって、 景観法第18条第2項に基づく行為の着手の制限を解除します。

行為の場所	伊万里市							
行為の期間	着手予定日	年	月	日	完了予定日	年	月	日
行為の種類								
その他事項								

完 了 届

年 月 日

伊万里市長 様

 届出者
 住
 所

 氏
 名

 電
 話

(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名)

伊万里市景観条例第8条の規定により、関係図面を添えて次のとおり届け出ます。

行為の場所	伊万里市	
	建築物	□新築 □増築 □改築 □移転 □外観を変更する修繕
	座 架 彻	□外観を変更する模様替 □色彩の変更
		□新設 □増築 □改築 □移転 □外観を変更する修繕
を み の 種 粞	工作物	□外観を変更する模様替 □色彩の変更
一行為の種類		□煙突の改修 □煙突の修繕
		□開発行為 □土地の形質の変更 □木竹の植栽又は伐採
	その他	□屋外における物件の堆積 □特定照明
		□屋外における自動販売機の設置又は外観の変更
完了年月日		年 月 日
備考		

- (注) 1 完了した後の状況を示す写真(2方向以上から撮影したものであって、 色彩を識別することができるものに限る。)を添付してください。
 - 2 該当する□にはレ印を記入してください。

勧 告 書

 第
 号

 年
 月

 日

様

伊万里市長

景観法第16条第3項の規定に基づき、 年 月 日までに次の措置を講ずるよう勧告します。

0 0 1 7 HV H	0 0, /	U	
行 為	の場	所	
行 為	の種	類	
勧告	の内	容	
備		考	

命令書

 第
 号

 年
 月

 日

様

伊万里市長

景観法第17条第1項又は第5項の規定に基づき、 年 月 日までに次の措置を講ずるよう命じます。なお、期限までにこの命令に従わないときは、景観法第 101条又は第102条の規定により懲役又は罰金に処されることがあります。

行為 6	の場所	
行為の	の種類	
命 令 0	の内容	
備	考	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日 から起算して3か月以内に、伊万里市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、伊万里市を被告として(訴訟において伊万里市を 代表する者は伊万里市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

景観重要建造物 (樹木) 指定提案書

年 月 日

伊万里市長 様

住 所 氏 名 電 話

景観法 $\begin{bmatrix} 第20条第1項又は第2項 \\ 第29条第1項又は第2項 \end{bmatrix}$ の規定により、次のとおり指定の提案をします。

		•						
提案	に係る建造物の名称							
又は	樹木の樹種							
提案	に係る建造物又は樹	冯 士田士						
木の	所在地	伊万里市						
提	敷地面積						m²	
提案に係る建造物	建築面積						m²	
係る	延べ面積						m²	
建	用途							
物	構造				一部			造
又は	階数・高さ	地上	階	地下		階	高さ	m
樹木	築年月日			年	月		日	
の概	樹木の本数・面積				本			m²
要	樹高						m	

(注) 1 提案に係る建造物又は樹木の概要については、該当する項目のみ記入してく ださい。

景観重要建造物 (樹木) 指定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

伊万里市長

とおり通知します。

指定番号	第 号
指定年月日	年 月 日
景観重要建造物(樹木) の名称又は樹種	
景観重要建造物(樹木) の所在地	伊万里市
景観重要建造物(樹木) の所有者	住所 氏名
指定の理由となった外観 (樹容)の特徴	
土地その他の物件の範囲	(別添範囲図)

景観重要建造物 (樹木) 現状変更許可申請書

年 月 日

伊万里市長 様

申請者 住 所 氏 名 電 話

【景観重要建造物 景観重要樹木】の現状変更を行いたいので、景観法施行規則

の規定により、次のとおり申請します。

指 定 番 号	第 号
指定年月日	年 月 日
景観重要建造物(樹	
木)の名称又は樹種	
景観重要建造物(樹	伊万里市
木)の所在地	D. 为主的
設計者の住所・氏名	〒 一
灰川石 7 圧/川 - 八石	電話
施行者の住所・氏名	〒 一
	電話
行為の期間	着手予定日 年 月 日 完了予定日 年 月 日
	景観重要 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
	□外観を変更する修繕 □外観を変更する模様替 建造物 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
行 為 の 種 類	□色彩の変更
	景観重要│ □伐採□□移植
	樹木
担心在王 。把上	
現状変更の理由	
凯乱力以长尔士州	
設計又は施行方法	

- (注) 1 この申請書は、2部提出してください。
 - 2 該当する□にはレ印を記入してください。

景観重要建造物 (樹木) 現状変更許可書

 第
 号

 年
 月

 日

様

伊万里市長

次のとおり許可します。

指定番号		第		号
指定年月日		年	月	日
景観重要建造物(樹木) の名称又は樹種				
景観重要建造物(樹木) の所在地	伊万里市			
行 為 の 種 類				
許 可 条 件				

景観重要建造物 (樹木) 指定解除通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

伊万里市長

次のとおり通知します。

指 定 番 号		第		号
指定年月日		年	月	日
景観重要建造物(樹木) の名称又は樹種				
景観重要建造物(樹木) の所在地	伊万里市			
景観重要建造物(樹木) の所有者	住所氏名			
指定解除年月日		年	月	日
指定解除の理由				

景観重要建造物(樹木)所有者変更届出書

年 月 日

伊万里市長 様

届出者 住 所 氏 名 (і;€) 電 話

(※) 法人の場合は、記名押印してください。 法人以外でも、本人(代表者)が自署し ない場合は、記名押印してください。

景観重要建造物 景観重要樹木 の所有者が変更したので、景観法第43条の規定により、次のと

おり届け出ます。

おり畑り田より。				
指 定 番 号		第		号
指定年月日		年	月	日
景観重要建造物(樹 木)の名称又は樹種				
景観重要建造物(樹木)の所在地	伊万里市			
変更前の所有者	住所 氏名 電話			
変更後の所有者	住所 氏名 電話			
所有者変更の理由				
変更年月日		年	月	日